

市民税・県民税の計算方法（令和5年度）

市民税（均等割と所得割）と県民税（均等割と所得割）の合計額が年税額となり、一般的には次の方法で計算します。

◎ 均等割額 市民税3,500円 県民税1,500円 合計5,000円

◎ 所得割額

総所得金額－所得控除合計額＝課税所得金額（1,000円未満の端数は切捨て）

課税所得金額×市民税・県民税税率－税額控除額＝所得割額（100円未満の端数は切捨て）

※ 税額控除額は、人的調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額

◎ 市民税・県民税所得割の税率（総合課税分）

課税所得金額	市民税率	県民税率
一律	6 %	4 %

※ 分離課税分（土地建物等や株式等に係る譲渡所得等）の税率については、市民税課にお問い合わせください。

◎ 税額控除（人的調整控除）

合計課税所得金額	控除額	合計課税所得金額	控除額
200万円以下	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①下表の人の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	200万円超 2,500万円以下	①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①下表の人の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額
合計所得が、2,500万円を超える場合、人的調整控除は適用されません。

人の控除の種類	金額	人の控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一 般 5万円
障害者控除	1万円	配偶者控除	老 人 10万円
特別障害者控除	10万円	配偶者控除	48万円超50万円未満 5万円
同居特別障害者控除	22万円	配偶者控除	50万円以上55万円未満 3万円
寡婦控除	1万円	扶養控除	一 般 5万円
未婚のひとり親控除（母）	5万円	扶養控除	特 定 18万円
未婚のひとり親控除（父）	1万円	扶養控除	老 人 10万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	同居老人等 13万円

※ あなたの合計所得が900万円超の場合、金額が変動します。

◎ 税額控除（配当控除）※申告分離課税を選択した場合を除く。

種類	課税所得金額	
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
市民税	1.6%	1.2%
県民税	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.2%
		0.15%

◎ 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

対象者	平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある方	
	控除額	控除額
	下記A、Bにおいて①と②のいずれか少ない金額の3/5を市民税、2/5を県民税から控除します。 A ≪平成26年3月まで及び令和4年から令和7年までに入居（最高97,500円）≫ ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5% B ≪平成26年4月から令和3年まで（※2の場合、令和4年まで）に入居（最高136,500円※1）≫ ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%※1 ※1 1住宅の対価又は費用に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合に限ります。 それ以外の場合はAと同様です。 ※2 以下のいずれかの条件で令和4年までに入居した場合は適用になります。 ・新築家屋で令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約が行われている ・建売、中古、増改築等家屋で令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約が行われている	

◎ 税額控除（寄附金税額控除）

対象	前年中に支払った地方公共団体、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部に対する寄附金、新潟県・長岡市が条例で定める寄附金	
	控除額	控除額
	下記①と②の合計額 ①基本控除額＝（寄附金額－2千円）×10%（市民税6%、県民税4%） ※寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。 ②特例控除額＝（地方公共団体に対する寄附金額－2千円）× (90%－所得税の税率：0～45%×1.021) ※上記の式で計算した金額のうち、市民税から3/5、県民税から2/5を控除します。 ※②は総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金のみ該当します。市民税・県民税所得割の20%が上限です。	

◎ 税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

納付について

◎ 納期（令和5年度）

第1期	6月16日から6月30日まで
第2期	8月16日から8月31日まで
第3期	10月16日から10月31日まで
第4期	令和6年1月16日から1月31日まで

<市民税・県民税についてのお問合せ先>

平日8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)

課税内容については…

市民税課 (0258) 39-2212
中之島支所地域振興・市民生活課 (0258) 61-2014
越路支所地域振興・市民生活課 (0258) 92-5907
三島支所地域振興・市民生活課 (0258) 42-2246
山古志支所地域振興・市民生活課 (0258) 59-2332
小国支所地域振興・市民生活課 (0258) 95-5900
和島支所地域振興・市民生活課 (0258) 74-3113
寺泊支所地域振興・市民生活課 (0258) 75-3113
栃尾支所市民生活課 (0258) 52-5837
与板支所地域振興・市民生活課 (0258) 72-3160
川口支所地域振興・市民生活課 (0258) 89-3112

納付方法については…

収納課 (0258) 39-2214

※市民税課と収納課のご相談は、アオーレ
長岡東棟1階税金窓口です。

◎納付方法

・納付書裏面に記載の金融機関、郵便局、市役所

・（納期限まで）コンビニエンスストアや、スマートフォン決済アプリ

・口座振替

◎納付方法の給与天引きを希望する場合は、事業所の経理担当の方にお問い合わせください。

◎全期納付書について（領収印欄に「全」と表示があるもの）

・第1期～第4期をまとめて納める場合のみ、全期納付書をお使いください。

・令和5年6月30日を過ぎると全期納付書は使用できませんので、第1期～第4期の納付書をお使いください。

※5枚全ての納付書を使用すると二重払いになりますので、ご注意ください。

（還付が発生した場合は後日、還付通知をお送りいたします。）

◎以下の場合は、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでは納付できませんので、金融機関や郵便局、市役所の窓口で納付をお願いします。

・納期限を過ぎている

・納付書にバーコードがない、読み取れない

・金額を訂正した

・額面が30万円を超えてる

※コンビニエンスストアで納付の際は、「領収書」と「レジで発行するレシート」の2つを必ず受領してください。

納付の事実を証明するとともにトラブル防止のために大切に保管してください。

◎口座振替で納める場合

・口座振替日は各納期限の日となりますので、前日までに預貯金残高をご確認ください。

・領収書は発行しませんので、預貯金通帳の記帳で定期的にご確認ください。

・口座振替を一度申し込みますと、継続して口座振替ができます。

・お手続きされた日の翌月末日が納期限となるものから口座振替いたします。

領収書貼付欄 領収書の紛失防止にご活用ください

全期又は第1期

第2期

第3期

第4期

口座振替について

口座振替の申込みは、希望する金融機関で手続きをお願いいたします
(対象は納付書裏面の金融機関です。)。

「市税等口座振替依頼書」は、長岡市内の金融機関や、市役所(本庁・支所)に備付けてあります。

●口座振替日は各納期限の日となりますので、前日までに預貯金残高をご確認ください。

●領収書は発行しませんので、預貯金通帳の記帳で定期的にご確認ください。

●口座振替を一度申し込みますと、継続して口座振替ができます。

●お手続きされた日の翌月末日が納期限となるものから口座振替いたします。

スマートフォン決済アプリについて

●納付書裏面に記載のアプリを起動し、納付書のバーコードを読み取ることで、納付できます。各アプリ内の残高からの支払いのため、事前にチャージ等が必要です。

●領収書は発行されないため、納付状況はアプリ内の支払履歴等からご確認ください。

※ポイント付与の有無等については、各スマートフォン決済事業者にお問い合わせください。

詳細は、市ホームページからご確認ください。

(<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate02/nouzei/mobile-payment.html>)



納付方法に関するお問合せ先： 収納課（電話0258-39-2214）

よくあるご質問Q & A

【1】

Q. 転出又は死亡したのに課税されているのはなぜですか。

A. 市民税・県民税の課税対象者は、課税する年の1月1日現在長岡市に、原則、住民票がある方です。したがって、令和5年1月2日以降に転出又は亡くなられた方は長岡市で市民税・県民税が課税されます。

【2】

Q. 転職し新しい会社で働いていますが、給与天引きされています。なぜですか。

A. 給与から天引きするには、事業所等から長岡市に申請していただく必要があります。新たに働いている事業所等に給与天引きの希望を伝えてください。

【3】

Q. 扶養又は控除の追加はどうしたらよいですか。

A. 扶養又は控除を追加する場合は、市民税・県民税申告書を提出する必要があります。所得税額に影響がある場合は、税務署で確定申告をしていただくことになります。

【4】

Q. 市民税・県民税はいくらから課税されますか。

A. あなた(納税義務者)がどなたも扶養に取っていない場合は、合計所得金額が415,000円を超えると市民税・県民税が課税されます。詳しくは左下「非課税判定所得表」をご覧ください。ご自身の合計所得金額は3ページ【市民税・県民税の算出の明細(1)】の左下でご確認いただけます。また、障害者・未成年・寡婦・ひとり親に該当する方は、合計所得金額が135万円以下であれば非課税となります。

○その他ご質問のある方は市ホームページをご覧ください。

(http://qa.city.Nagaoka.niigata.jp/category/show/72?site_domain=default)



非課税判定所得表：扶養人数によって限度額が変わります（16歳未満の年少扶養を含む。）。

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円	2,179,000円	315千円×(1+被扶養者人数)+100千円+189千円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円	350千円×(1+被扶養者人数)+100千円+320千円